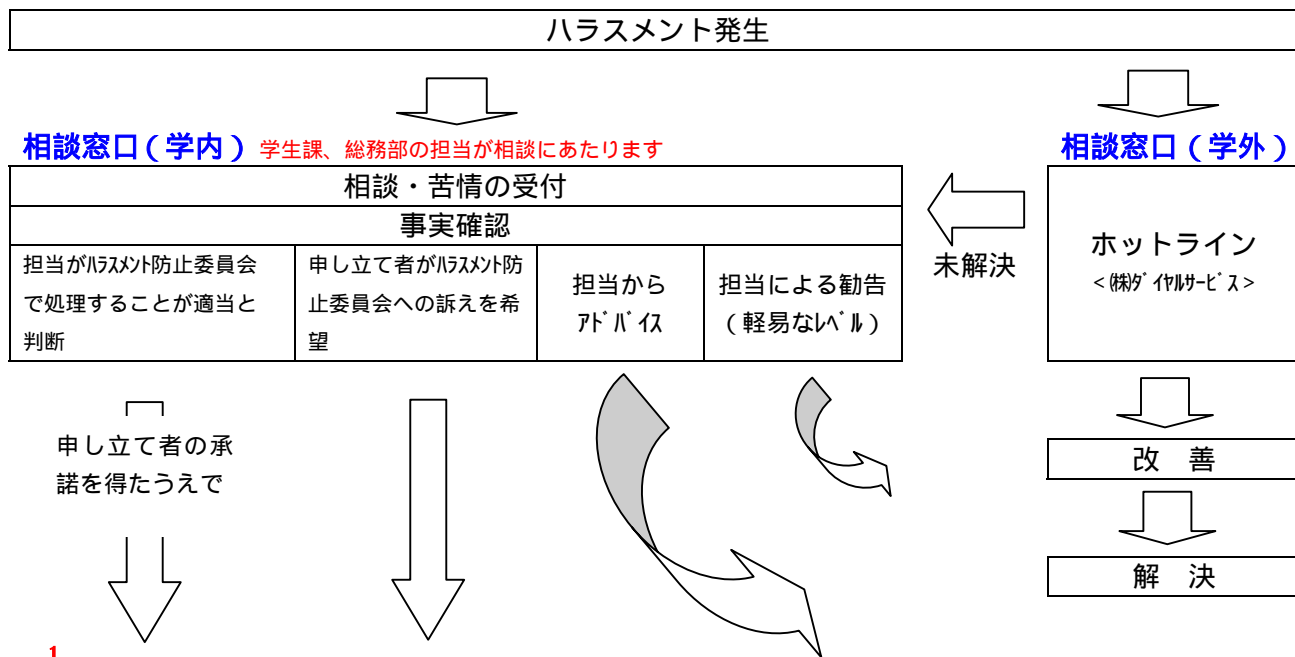
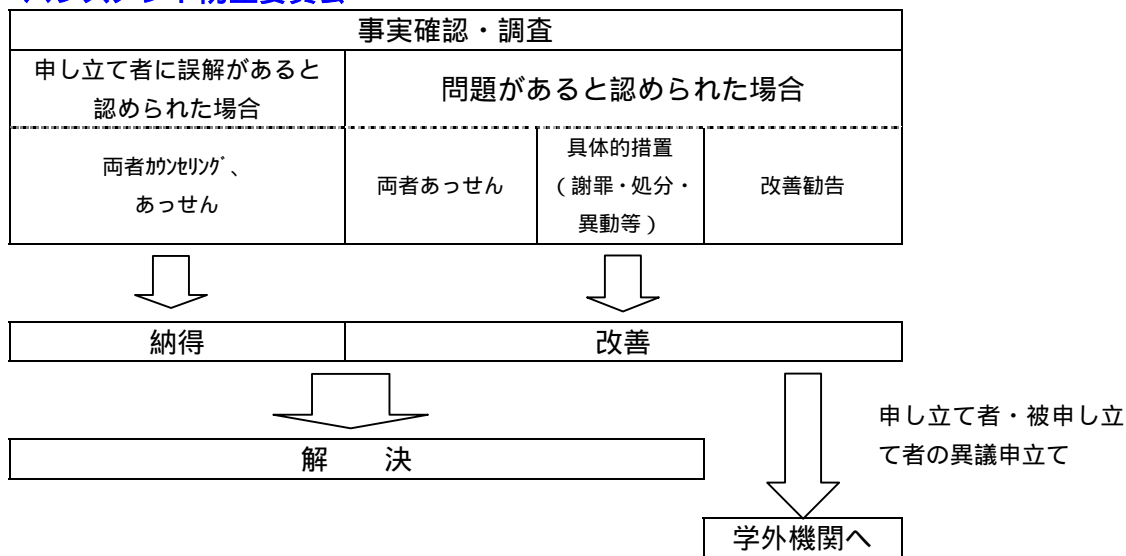


ハラスメント対応フロー（１）



ハラスメント防止委員会



ハラスメントに関する相談窓口のほか、担当教員、学生相談室、学生生活指導委員、所属長など悩み全般や問題解決に手助けしてくれる窓口が他にもあります。個別の事情に合わせ、よく理解してくれる人に相談するのも問題解決の方法の一つです。

1：「相談窓口」「委員会」へ移行のルール

以下、条件を備え担当部署の長の判断で行います。

相談窓口では解決が図れないと判断されたとき

専門家の意見が求められるとき

申し立て者が休学、欠勤など長期に亘っている（見込まれる）とき

申し立て者が留年・卒業などの緊急性を帯び、理事長、学長権限による救済が必要なとき

その他、防止宣言に重大な違背が認められるとき

但し個別の事情を重視し、その都度適切な対処を心がけることとします。

ハラスメント対応フロー（２）

相談窓口、ハラスメント防止委員会において、「事実確認・調査 事実認定 問題解決」のフローを以下のように定める。

| 内容 |
|------------------|
| 事実確認・調査 |
| 事実認定 |
| 事実認定結果の説明 |
| 問題解決 |
| 事実ありと認定の場合 |
| 申し立て者が虚偽の申し立ての場合 |
| 記録の整理、保存 |

必要に応じ被申し立て者研修を行なう。

- ・ 解決案の提示
 - ア．被申し立て者への注意、指導
 - イ．申し立て者への指導、助言
 - ウ．当事者間のあっせん
 - エ．教学上、人事上の措置
- ・ 被害の回復
- ・ 被申し立て者への懲戒処分
- ・ 当事者双方へのカウンセリング
- ・ 懲戒対象になることを説明
(場合によっては懲戒)